

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

令和 5 年 5 月 1 日現在
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
いとう さとし 伊藤 智	札幌市保健福祉局 衛生研究所長
いのうえ ひろこ 井上 宏子	消費生活アドバイザー
くぼた なる み 窪田 生美	札幌市保健福祉局保健所 医療政策担当課長
たかい てつひこ 高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究院 准教授
た め あつし 多米 淳	一般社団法人札幌市医師会 副会長
と がし たけひろ 富樫 武弘	公益財団法人北海道結核予防会 医療参与
に わ ゆうじ 丹羽 祐而	北海道教育振興会 顧問
みずおち たかし 水落 隆志	札幌商工会議所 常務理事
むらまつ つかさ 村松 司	北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課 医療参事
やまぎし あけ お 山岸 暁雄	北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店 副支店長

任期：令和 4 年 7 月 12 日から令和 6 年 7 月 11 日まで

次第

1 報告事項

(1) 前回の振り返り

(2) 北海道の策定状況

2 説明事項

(1) 札幌市感染症予防計画

(骨子案及び素案)

(2) 今後のスケジュール

(1) 前回の振り返り

背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、R4.12月に感染症法※が改正され、
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
これまで都道府県のみが策定していた「感染症予防計画」について、
保健所設置市である札幌市においても策定(R5年度中)が義務付けられた。
- 予防計画では、1類～5類の感染症に加え、新たな感染症流行への備えを強化

<ポイント>

- ・記載事項の充実 ⇒ 医療提供体制の確保(都道府県計画)、検査・移送体制の確保 等
- ・有事に向けた体制確保について新たに数値目標を設定
⇒ 医療提供体制(都道府県計画)、検査体制、平時の訓練 等
- ・体制確保を実現させるための医療機関や民間企業等との協定締結
⇒ 医療提供体制(都道府県計画)、検査体制 等

計画の位置づけ

- 国の基本指針※に即し、北海道の計画を踏まえ、札幌市は予防計画を策定
※ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(R5.5月)
- 他の関連計画との整合性を確保
- 札幌市の計画は、北海道が設置する「北海道感染症対策連携協議会」にて協議

(1) 前回の振り返り

計画の概要

目的: 感染症危機への備え

対象: 感染症全般 (1類～5類、新感染症、指定感染症等)

↳ 特に、新たなパンデミックへの備えを強化するもの

計画の記載事項

国の基本指針により示されている主な項目(抜粋)

法定の記載項目	北海道	札幌市
① 感染症 <u>予防の推進</u> 及び <u>まん延防止</u>	○	○
② 病原体等の <u>情報の収集</u> 、調査研究、 <u>検査の実施体制及び検査能力の向上</u>	○	○
③ <u>医療提供体制</u> (入院病床、発熱外来、後方支援等)の確保	○	
④ <u>移送体制</u> 、 <u>宿泊施設</u> 、 <u>療養体制</u> 、 <u>感染症対策物資等の確保</u>	○	○
⑤ <u>人材の養成</u> 及び資質の向上、 <u>保健所の体制の確保</u>	○	○
⑥ <u>数値目標</u> : <u>医療提供体制</u>	○	
<u>数値目標</u> : <u>検査体制</u> 、 <u>研修・訓練回数</u> 、 <u>保健所体制</u>	○	○